

## 著作権譲渡契約書

〇〇 〇〇（以下「甲」という）と NPO 法人洞戸村ふるさと塾（以下「乙」という）とは目録 1 記載の著作物（以下「本著作物」という）の著作権譲渡に関し、次のとおり契約を締結する。

### 第 1 条（著作権の譲渡）

甲は乙に対し、本著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条、同第 28 条に定める権利を含む）を譲渡する。

### 第 2 条（著作者人格権）

甲は、本著作物について、乙並びに乙より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

### 第 3 条（保証）

甲は乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。

万一本著作物について第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、弁護士費用を含めて、甲の責任と負担においてこれを処理し、乙には一切迷惑、損害をかけないものとする。

### 第 4 条（対価）

乙は甲に対し、本著作物の著作権の譲渡、その他本契約に基づく一切の対価として、別紙目録 2 記載の金額・支払方法による金員の支払を行う。

前項の代金は、甲が指定する別紙目録 2 記載の口座に振込支払するものとする（振込手数料は甲の負担とする）。なお、甲が、同目録記載の支払先を変更する場合は、遅滞なく書面をもって乙に通知するものとする。

### 第 5 条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約について甲乙解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決する。

第6条（管轄）

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、乙の事務所所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、両者署名または記名捺印の上各自1通を保有する。

平成21年 3月 28日

甲

住所 岐阜県関市洞戸〇〇〇〇

氏名 Ⓜ

乙

所在地 岐阜県関市洞戸菅谷194-1

名称 NPO法人洞戸村ふるさと塾

代表者 理事長 Ⓜ

## 目録

### 1 著作物 下記 猿虎蛇のキャラクター



### 2 金額 金 100,000円

支払期日 平成21年 3月 31日まで

支払先 下記の金融機関口座

金融機関の名称 ○○ 銀行

預金種目 普通預金

記号 ○○○ 番号 ○○○

口座名義 ○○ ○○